令和４年度岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業
委　託　仕　様　書

１　趣旨

この仕様書は、岩手県（以下「甲」と言う。）と業務受託者（以下「乙」と言う。）が締結する「岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター事業」の委託の内容について、必要な事項を定める。

２　委託業務の目的等

(1)　目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 22 の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等（法第６条の２第２項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下「小慢児童等」という。）及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

(2)　自立支援員による支援を実施する趣旨

小慢児童等については、児童の健全育成の観点から医療費助成や相談支援等を実施しており、小慢児童等の成人後の状況を見ると、多くの者が就労し、または主婦等として自立した生活を営んでいるが、一方、求職活動を行ったが就労できない者等もいるなど、成人期に向けた切れ目のない支援により、一層の自立促進を図る必要がある。

このため、自立支援員による、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施するセンターを設置することにより、自立・就労の円滑化を図る。

３　委託期間

令和４年４月１日～令和５年３月 31 日

４　実施場所等

県民の利便性に考慮し、知事が適当と認めた場所とする。

５　業務実施体制

自立支援員

乙は、以下の業務に従事する小児慢性特定疾病児童等自立支援員（児童福祉法第 19 条 22 第１項に規定）を配置し、その名称は「岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援員」（以下「自立支援員」という。）とする。

自立支援員は、職責を重んじ規律を守るとともに、丁寧かつ迅速・的確に業務を処理すること。

また、６（5）の支援内容に照らし、業務を適切に実施できる者とし、資格要件は設けないものの、保健師、就労支援機関での相談支援経験者、その他相談支援業務に従事した経験のある者等が想定される。

６　業務内容

(1)　実施日数

センターは、週５日以上開設し、開設時間は 10：00～16：00 とする。

（ただし、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年の１月３日を除く。）

勤務時間は、9：00～16：00（休憩 60 分）とし、うち１日は 9：00～15：00（休憩 60 分）とする。

(2)　個別支援の対象

県内（盛岡市を除く。）に居住する小慢児童等及びその家族。ただし、一般就労を希望するものの一般就労に至らない症状及び発達の程度の小慢児童等であって、かつ小慢児童等の健康、教育上の状態に照らして、成人後に、生活の自立や一般就労が可能と考えられる児童等のうち、円滑な自立・就労への移行のために、個別支援を行うことが必要と考えられる者を主な対象とする。

(3)　支援の時期

自立支援は成長過程に応じて実施することが適当であり、支援の対象児童等は、必ずしも就職活動中又はその直前の時期のものに限らず必要がある場合には、幼少期からの支援を実施すること。

(4)　支援の優先度

支援を必要とする小慢児童等に集中的な支援を実施する観点から、自立・就労能力の面で一般の児童との相違点があまり見られない小慢児童等については、支援の優先度は低いものと考えられる。

なお、親を亡くしたこと等の事情により、個別の自立支援の必要性が比較的高い小慢児童等も支援の対象にするなどの配慮を行うものとする。

(5)　支援の内容

支援の実施に当たっては、２に掲げる目的等を踏まえ、効果的な実施に努めるものとする。

ア　自立支援に係る個別相談（電話、FAX、郵送、面接）の対応

・　小慢児童等の自立・就労に関する相談に対応するほか、療育相談、ピアカウンセリングその他小児慢性特定疾病に関する相談については、保健所や医療機関等の適切な相談機関を紹介するものとする。

・　県ホームページ等による募集、相談対応、市町村、学校及び医療機関との連携等により支援対象となりうる者を把握する。

イ　自立支援に係る各種支援策の利用計画の作成及びフォローアップ

・　小慢児童等の状況・希望等を踏まえ、自立・就労に向けた各種支援策の活用についての実施機関との調整、小慢児童等が自立に向けた計画を策定することの支援及びフォローアップ等を実施する。

ウ　関係機関との連絡調整

・　学校、企業、公共職業安定所、ジョブカフェ、患者会等の関係機関との連絡調整、各種機関・団体の実施している支援策についての関係窓口の紹介や支援策の情報提供を行う。

エ　岩手県慢性疾病児童等地域支援協議会（仮称）への参加

・　協議会の構成員として協議に参加し、取組状況の資料作成、報告及び意見陳述等を行う。

(6)　報告

　相談内容及び支援対象となりうる者について、記録の上、別紙様式により、四半期ごとに、翌月 10 日までに知事に報告するものとする。

７　帳簿及び相談記録の整備

(1)　管理責任者は、設備・会計に関する帳簿及び利用者に関する記録を別途示す様式を参考にし、整備しておくこと。

(2)　管理責任者は、この事業に係る経費とその他の経費を明確に区分しておくこと。

(3)　管理責任者は、利用者が守るべき規則等を明示した必要な規定を定めること。

８　事業実施に当たっての留意事項

(1)　障害者総合支援施策等による支援を行うことが適当な者については、まずは、それらの対策によることが適当であること。

(2)　小慢児童等及び家族、各関係機関の意向を踏まえた年間及び月間の事業計画を定め、計画的に実施すること。

(3)　小慢児童等及び家族に支援を行った場合は、支援・サービス計画の内容、実施状況及び留意事項等を記録しておくこと。

(4)　前記の記録を有効に活用しながら、各関係機関と連携を図り、小慢児童等及び家族等が継続的な支援を受けることができるよう努めること。

９　秘密保持

乙及び自立支援員は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

なお、その職を退いた後も同様とする。

10　備品について

(1)　県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援センターの業務に必要な備品を備品一覧表のとおり同センター内に設置する。

(2)　受託者は当該物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(3)　備品一覧表は以下のとおりとする。

品　名	規　格　等	数量
パソコン	FMVA10040P　LIFEBOOK　A574／MX	1
パソコン	FMVWA3D2S7　ESPRIMO/WD2/A3、VS229HA　LCDMONITOR	1
片袖デスク	イトーキ　CZN－107CABW7W7	1

11　その他

(1)　本事業の実施にあたっては、相談対象者のプライバシーに充分留意すること。

　本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と受託者が協議のうえ、業務を進めるものとする。

(2)　本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第１項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年２月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第３に規定する合理的配慮について留意すること。